

魚津市自治基本条例の一部改正（案）の要旨

（１）地域における市民自治の推進（第25条）

平成23年の現行条例制定以降、地域で活動する自治会や各種団体等が一体となってまちづくりに取り組む「地域振興会」が市内13のすべての地域において設立され、活動が進んでいます。その取り組みに相応しい定義が必要と考えられることから、自治会、地域活動団体についても定義を追加し、条文を修正するものであります。

（現行）

第8章 地域コミュニティ等

（地域における市民自治の推進）

第25条 市民は、町内会、自治会、地域振興組織等の地域における多様なつながりを基礎とした地域コミュニティ及び自主的に形成された市民団体（以下「地域コミュニティ等」といいます。）が、地域の課題解決及び相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとします。

2 地域コミュニティ等は、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的な活動を通じて地域における市民自治の推進に努めるものとしてします。



（改正案）

第8章 地域コミュニティ

（地域における市民自治の推進）

第25条 市民は、次に掲げる地域コミュニティが自主的に、又は相互に連携して行う地域活動に参加し、又は協力するよう努めるものとしてします。

（１）自治会 地縁により設立され、親睦や交流を深め連帯感を培い、生活していく中で支え合い、助け合いながら住みよい地域づくりのために活動している組織のことをいいます。

（２）地域活動団体 社会福祉協議会、体育振興会、文化振興会その他その設立目的に沿って設立され、地域のために自主的に活動する組織のことをいいます。

（３）地域振興会 自治会及び地域活動団体の連携・協力により設立され、地域課題を自ら解決し、地域の特性をいかしたまちづくりに取り組む組織のことをいいます。

2 地域コミュニティは、自らの行動に責任を持ち、自主的かつ自立的

な活動を通じて地域における市民自治の推進に努めるものとします。

(2) 地域コミュニティの尊重及び支援（第26条）

市は、地域コミュニティの重要性を考慮し、その自発的な活動を促進するために、平成28年度よりまちづくり交付金を地域振興会に交付、支援を行っており、地域コミュニティの活動を支援する規定が必要と考えられることから、**条文を修正するものであります。**

(現行)

(地域コミュニティ等の尊重)

第26条 市は、地域コミュニティ等の役割並びにその活動の自主性及び自立性を尊重しながら、地域コミュニティ等にかかわる施策を推進します。



(改正案)

(地域コミュニティの尊重及び支援)

第26条 市は、地域コミュニティの役割並びにその活動の自主性及び自立性を尊重するとともに、地域コミュニティの活動の支援に努めます。

(3) 危機管理（第27条）

市民は、いつ発生するかわからない災害等に備えて、日ごろから各家庭や地域で防災体制を整えておくことが重要です。現行の規定に加え、市民が、県・市・地域防災会が主催する防災訓練等へ、積極的に参加する規定が必要と考えられることから、**条文を修正するものであります。**

(現行)

第27条 (略)

2 (略)

3 市民は、自ら災害等に備えるよう努めるとともに、災害等の発生時においては、自発的に防災活動に参加するなど、相互に協力して対応しなければなりません。



(改正案)

第27条 (略)

2 (略)

3 市民は、地域防災への意識の向上を図るためにも、県・市・地域防災会が主催する防災訓練等への参加を通して、自ら災害等に備えるよう努めるとともに、災害等の発生時においては、自発的に防災活動に参加するなど、お互いに協力して対応しなければなりません。